

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年12月まで

昭和49年10月ごろ、母親が私の国民年金の任意加入手続を行ってくれて、保険料も母親が金融機関で納付してくれたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとするその母親は、10年年金に加入するなど、国民年金制度を理解し、その上で申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと考えられる。

また、その母親が、国民年金保険料を納付したとする金融機関は、当時から市の指定金融機関となっていることが確認できる上、申立人の居住地とその母親の居住地は容易に往来でき、申立人の母親が申立人宅を定期的に訪れ、その帰り道に保険料を納付していたとする申立内容に不自然な点は無いか、申立人は、申立期間後は国民年金第3号被保険者期間を含み未納期間は無いか、申立人の主張は信ぴょう性が高い。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和49年10月28日に任意加入被保険者資格を取得すると同時に付加保険料の納付申出も行っていることが確認できる上、社会保険庁の記録から、申立人と同じ市に居住し、かつ、同時期に国民年金手帳記号番号が払い出されている任意加入被保険者は、すべての者が被保険者資格を取得した時点から未納は無く、うち、過半の者は付加保険料を納付していることが確認できる。このことから、国民年金に加入する義務の無い任意加入被保険者が、加入手続を行いながら、その当初から保険料を未納にすることは

不自然であると言える。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日の記録を昭和34年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年8月14日から同年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
A社B事務所に就職し、昭和34年11月1日に同社C支社に転勤するまで、同社B事務所に継続して勤務しているのであるから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社の回答及び同社OBの証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和34年11月1日にA社B事務所から同社C支社に異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人がA社B事務所で資格を喪失する際の標準報酬月額である1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成11年1月については厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成10年10月1日から同年12月1日まで
②平成11年1月31日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

しかし、自分は、A事業所に雇われ店長として平成10年10月から11年7月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A事業所が保管している所得税源泉徴収簿及び当該事業所の回答により、申立人が平成11年1月31日までA事業所に勤務し、同年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A事業所が保管している所得税源泉徴収簿の保険料控除額から30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成11年1月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①及び申立期間②のうち平成11年2月1日から同年7月1日までの期間について、申立期間当時のA事業所の社会保険事務担当者は、「申立人は、平成10年10月1日から同年12月1日までの期間は試用期間のために、厚生年金保険に加入させず、厚生年金保険料は控除していなかった。」、「申立人は、平成11年1月31日に退職しており、同年2月以降は勤務していなかった。」と証言している。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、当該期間において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所本社における資格取得日に係る記録を昭和42年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月1日から同年3月3日まで

厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、自分は、昭和32年4月から平成3年3月に定年するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録及び雇用保険の加入記録並びに同僚の証言から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和42年2月1日にA事業所B支店から同事業所本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの期間及び44年8月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和43年9月から44年3月まで
②昭和44年8月から45年3月まで

私は、昭和45年3月に市役所で国民健康保険の加入手続を行った時に国民年金にも加入し、窓口でさかのぼって保険料を払わなければ受付けしないとされたため、国民健康保険料と一緒に国民年金保険料もその日にまとめて納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に国民健康保険の加入手続と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をその日に納めたと述べているが、申立人の居住する市では、加入手続の際に納付書を発行することは無く郵送しているため、当日に保険料を収納することは無かったとしている上、申立人は納付額について記憶があいまいである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和44年2月7日に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年2月26日となっている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人はこのころ加入手続をしたと考えられ、申立人の記憶とは相違している。

さらに、申立人は、保険料をさかのぼって納めたので国民年金の資格取得日が昭和43年9月1日となっていると主張しているが、同取得日は、実際に当該月からの保険料を納付していたことを示すものではなく、申立人の所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には申立期間①及び②についての検認印は確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書控え、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成3年3月まで

学生だった20歳のころ、母親が市役所で国民年金の任意加入手続をしてくれた。弟も20歳で任意加入しており、父親の預金口座から私と弟の国民年金保険料が引き落とされているはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年5月9日に払い出され、学生が強制適用となった同年4月1日に資格取得しており、市の国民年金被保険者名簿においても、この資格取得は同年3月25日に行われたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に払い出された者も、同年4月1日に資格取得していることから、この時一括適用されたものと考えられる。

また、申立期間は、申立人が学生であって国民年金の任意加入対象者のため、さかのぼって資格取得することはできない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとするその母親は、申立期間の保険料をまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人の母親は、申立人の任意加入手続をした後に、その弟の任意加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号はその弟より遅い番号であり、記憶とは相違している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、申立人の母親に申立期間当時の年金手帳に係る記憶も無いなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 9 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、従前まで 30 万円だった標準報酬月額が 9 万 2,000 円に引き下げられていた。
給与明細書等はないが、申立期間についても、毎月 30 万円程度の報酬を得ていたので、標準報酬月額を 30 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、社会保険庁の記録によると、平成 9 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったことが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年 2 月 5 日に、6 年 4 月から同年 7 月までの期間は 50 万円から 9 万 2,000 円に、同年 8 月から 8 年 12 月までの期間は 30 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人は、「標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた平成 9 年 2 月 5 日より前に、代表取締役を退いており、当該行為については関与していない。」と主張するが、A事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人が自分の代わりに代表取締役に就任したと主張する取締役は、「A事業所の代表取締役に就任したことはない。」と回答している。

さらに、申立人は、「A事業所の社会保険及び経理事務は、自分の妻（会社成立時は取締役で、後は監査役）が行っていた。」と述べているが、従業員は、社会保険事務所から厚生年金保険料の支払いの督促の電話が経理事務を担当していた申立人の妻にあったことを記憶している。

加えて、取締役及び従業員は、「申立人の妻が平成8年に入院した後は、社会保険及び経理業務について、事業主である申立人が、把握し処理していたはずである。」と証言していることから、申立人は、A事業所代表取締役として、標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A事業所代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を支給されていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であると認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月21日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細書等はないが、勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ学校を卒業し同時期にA事業所に入社したとする複数の同僚の証言及び当該同僚の厚生年金保険の加入記録から判断すると、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことを推認することはできる。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に申立人の氏名は確認ができないものの、申立人の名字及び生年月日がいずれも一部相違する記録が発見され、当該被保険者名簿及び払出簿の記録では、厚生年金保険の被保険者の資格取得年月日が昭和19年6月1日になっており（厚生年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の昭和19年10月1日以降の期間）、当該被保険者名簿の記録では、資格喪失年月日が20年8月21日になっていることが確認できる。

さらに、社会保険業務センターが管理する厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の名字及び生年月日が上述の被保険者名簿及び払出簿と同様に一部相違し、厚生年金保険の被保険者の資格取得年月日は昭和19年6月1日、資格喪失年月日は20年8月21日になっている記録が発見され、当該記録では、申立人の名字である「B」が「C」と訂正されている一方で、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることが確認できる。

なお、上述の記録は未統合記録となっているが、これは申立人の名字及び生年月日が訂正されなかったことにより生じたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、20年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められるものの、申立期間に係る脱退手当金が支給されていることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者であると認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和25年4月ごろから31年9月30日まで
②昭和38年8月2日から39年6月1日まで

夫は昭和25年4月からA事業所に勤務し、40年3月に退職するまで厚生年金保険の被保険者であったはずであるが、上記の期間の年金記録が無いと社会保険事務所から回答があった。

夫の給与明細書を見たことがあり、その時、厚生年金保険料が給与から控除されていたのを記憶しているので年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間当時にA事業所で厚生年金保険の被保険者となっていた申立人の上司の親族は、昭和30年ごろに申立人が同事業所で勤務していたことを記憶していることから、申立人が同事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、社会保険庁が管理する記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年2月1日であることが確認でき、当該年月日に厚生年金保険の資格を取得した者のうち、唯一連絡の取れた前述の申立人の上司から、「自分や申立人の入社年月日は忘れたが、申立人は自分よりかなり後から入社している。」との証言を得たが、当時の厚生年金保険の適用状況についての証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したところ、昭和31年9月30日にA事業所で申立人の被保険者記号番号が払い出されていることが確認できる。

申立期間②について、A事業所で被保険者となっていた複数の元従業員に、申立人の勤務状況について照会したところ、申立人は、同事業所を退職した後、同業他社のB事業所に勤務していた旨の証言を得た。

このため、B事業所に申立人の勤務事実について照会したところ、申立期間当時の事業主の遺族から、「申立人はA事業所を退職後、すぐにB事業所に勤務していた。」との証言を得た。また、申立人の妻は、申立人は独立しようとしてB事業所に1年間ぐらい勤務したが、その後すぐに、A事業所に呼び戻された時期があったことを思い出しており、これらのことから、申立期間②の期間は申立人がB事業所に勤務していたことを推認することができる。

しかし、社会保険庁が管理する記録によると、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和47年12月1日であることが確認できる。

また、B事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料は廃棄済みのため、厚生年金保険の適用状況等を確認することはできなかった。

なお、申立期間①及び②について、A事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡し、申立期間当時の経理担当者の所在も判明しないことから、申立期間当時における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年8月から37年4月10日まで
②昭和37年8月19日から同年10月まで

社会保険事務所にA事業所B事務所における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和36年8月から37年10月までA事業所B事務所に夫婦と一緒に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているため、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年8月から37年10月まで夫と一緒にA事業所B事務所に継続して勤務し、当該事務所では食事を作る仕事をしていたと主張しているが、当時、当該事務所で被保険者となっていた複数の元従業員に、申立人に係る記憶の有無について確認したところ、食事を作る女性がいたことを記憶する者はいたが、申立人の氏名を記憶する者はいなかった。

また、当時の事務担当者から、「自分自身の厚生年金保険の記録も、勤務期間と比べると短い記録となっている。また、社会保険の事務は所長の指示で行っていたので、厚生年金保険の適用状況については分からない。」との証言を得た。

さらに、当時の所長については、A事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができない上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継のC事業所からは、「当時の状況を知る者はおらず、厚生年金保険の加入記録を確認できる資料は無い。」との回答を得た。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所B事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同一の日付で資格を取得し、かつ、喪失している者が複数人確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年8月から37年2月1日まで
②昭和37年4月23日から同年10月まで

社会保険事務所にA事業所B事務所における厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和36年8月から37年10月までA事業所B事務所に夫婦で一緒に勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているため、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年8月から37年10月まで妻と一緒にA事業所B事務所に継続して勤務し、当該事業所では現場監督の仕事をしていたと主張しているが、当時、当該事務所で被保険者となっていた複数の元従業員に、申立人に係る記憶の有無について確認したところ、申立人の氏名を記憶する者はおらず、現場監督の仕事を行っていた者の氏名を記憶する者もいなかった。

また、当時の事務担当者から、「自分自身の厚生年金保険の記録も、勤務期間と比べると短い記録となっている。また、社会保険の事務は所長の指示で行っていたので、厚生年金保険の適用状況については分からない。」との証言を得た。

さらに、当時の所長については、A事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができない上、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継のC事業所からは、「当時の状況を知

る者はおらず、厚生年金保険の加入記録を確認できる資料は無い。」との回答を得た。

なお、社会保険事務所が管理するA事業所B事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人と同一の日付で資格を取得し、かつ、喪失している者が複数人確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 26 日から 47 年 11 月 1 日まで
昭和 39 年 9 月に A 事業所として会社設立の登記をして以来、代表取締役として勤務していた。上記の期間のみ勤務していなかったという事はあり得ないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本の代表取締役の記載及び申立期間当時に取締役であった申立人の弟二人の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことを確認することはできる。

しかしながら、申立人は、「当時は、総務担当の取締役はおらず、社会保険事務を専属で行っていた従業員もいなかった。作業の分担はしておらず、全員で切り盛りしていた。社会保険の事務は弟が行っていたと思う。」と述べているところ、弟に聴取したが、「当時、いろいろな業務をしていたため、詳細を覚えていない。申立人は、勤務していたが、申立人の厚生年金保険の空白期間については分からない。」と述べている。

また、A 事業所に申立期間当時の申立人の報酬、厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、「当時の資料は保存していない。」との証言を得た。

さらに、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、昭和 44 年 8 月 26 日に被保険者の資格を喪失した後、同年 9 月 18 日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から平成元年 8 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、従前まで 36 万円だった標準報酬月額が 28 万円に引き下げられていた。昭和 62 年 10 月以降も、標準報酬月額 36 万円に相当する報酬を得ていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料額の範囲内であることから、これらの額のいずれか低い方を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から平成元年 7 月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和 63 年及び平成元年の源泉徴収票及び市民税県民税特別徴収税額の通知書において確認できる保険料控除額から、28 万円であることが確認でき、当該額は社会保険事務所の記録上の標準報酬月額と一致することから、記録訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの期間については、申立人は給与明細書等の報酬額及び保険料控除額を確認できる資料は無い。

さらに、A事業所は既に平成 16 年 3 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とは連絡がとれず、当時の取締役にて聴取したとこ

る、「当時の関係書類は無く、社会保険関係については分からない。」との回答を得た。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立人及び同僚の標準報酬月額について確認したが、その改定額に不自然さはいかがえない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 5 日から 38 年 2 月 17 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 6 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の厚生年金保険被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 12 月 26 日まで
②昭和 34 年 4 月 1 日から 40 年 7 月 1 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。